

平成23年5月20日
第2284号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（222・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（223・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（224・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による介護機関の指定（225・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による施術者の指定（226・福祉政策課）…………… 3
- 秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金の承認（227・水産漁港課）…………… 3
- 大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出（228、229・商業貿易課）…………… 3
- 基本測量実施の通知（230、231・建設管理課）…………… 5
- 基本測量終了の通知（232・建設管理課）…………… 5
- 建設業の許可の取り消し（233・北秋田地域振興局総務企画部）…………… 5
- 建設業の許可の取り消し（234・山本地域振興局総務企画部）…………… 6
- 河川区域の変更による廃川敷地等（235・由利地域振興局建設部）…………… 7
- 建設業の許可の取り消し（236・仙北地域振興局総務企画部）…………… 7

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定（情報企画課）…………… 8
- 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（財産活用課）…………… 8
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（秋田地域振興局農林部）…………… 9
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部） 3件…………… 10
- 県営土地改良事業工事の完了（仙北地域振興局農林部）…………… 10
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）…………… 11

告 示

秋田県告示第222号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	廃止年月日
河畔薬局	有限会社エスワイエス	能代市万町6番10号	平成23年3月31日

秋田県告示第223号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
-----	-----------	-------	---------	-------

河畔薬局	株式会社エスワイエス	能代市万町6番10号	調剤薬局	平成23年4月1日
まつだあかちゃんこどもクリニック	松田 武文	由利本荘市東梵天174番地1	小児科、新生児内科、アレルギー科	平成23年5月1日
松ヶ崎診療所	高橋 葉満子	由利本荘市神沢字浜辺111	内科、内視鏡内科	平成23年4月1日
きりん薬局	ファーマスクエア株式会社	南秋田郡八郎潟町川崎字貝保99-2	調剤薬局	平成23年5月1日
小田嶋まさる内科	小田嶋 傑	横手市横手町字大関越174	内科、消化器内科、内視鏡内科	平成23年5月10日
条里調剤薬局	有限会社スマイル	横手市条里一丁目10-3	調剤薬局	平成23年5月9日

秋田県告示第224号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
田沢観光株式会社	田沢観光株式会社	仙北市田沢湖生保内字水尻71-13	訪問介護、介護予防訪問介護	平成23年5月13日

秋田県告示第225号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ショートステイおものがわ	株式会社 清流	横手市雄物川町今宿字西ノ在家74-1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年5月1日
ショートステイくつろぎの里おおもり	合資会社 大森衛生社	横手市大森町板井田字タモノ木148番1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年3月15日
特別養護老人ホームかくのだて桜苑	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	仙北市角館町菅沢15の1	介護老人福祉施設	平成23年4月1日
かくのだて桜苑短期生活介護事業所	社会福祉法人仙北市社会福祉協議会	仙北市角館町菅沢15の1	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年4月1日
いこいの里 介護相談センター	株式会社いこいの里	横手市増田町増田字上町155-7	居宅介護支援事業	平成23年2月7日

さくらだ居宅介護支援事業所	株式会社さくらだケア	北秋田市宮前町1-27	居宅介護支援事業	平成23年4月15日
ヒューマン居宅介護支援事業所	株式会社サイトー商会	大仙市戸地谷字川前317番	居宅介護支援事業	平成23年4月1日
特別養護老人ホーム陽光苑	社会福祉法人明星福祉会	にかほ市金浦字古賀の田31-2	介護老人福祉施設	平成23年4月1日
短期入所生活介護施設和光荘	社会福祉法人明星福祉会	にかほ市金浦字古賀の田31-2	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成23年4月1日

秋田県告示第226号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹敬久

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
横山 優花	大仙市四ツ屋字西下瀬181-2	げんきや本舗 秋田中央整骨院	秋田市広面字小沼古川端441	柔道整復	平成23年5月2日

秋田県告示第227号

秋田県岩館漁港海岸休憩施設条例（平成5年秋田県条例第35号）第8条第1項の規定により、次のとおり秋田県岩館漁港海岸休憩施設の利用料金を承認したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹敬久

区分	利用料金の額
温水シャワー	1回につき 100円

秋田県告示第228号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ジョイス 代表取締役 小苺米 秀 樹
岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター美郷店
仙北郡美郷町南町字南高野6番外
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者
ア 変更前
株式会社ジョイス 代表取締役 小苺米 秀 樹

岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
有限会社仁科 代表取締役 高橋 一三
秋田県横手市寿町11番35号

イ 変更後

イオンスーパーセンター株式会社 代表取締役 宮下 雄二
岩手県盛岡市菜園一丁目11番5号
イオンリテール株式会社 代表取締役社長 村井 正平
千葉県千葉市美浜区中瀬中瀬一丁目5番地1

(4) 変更の年月日

大規模小売店舗において小売業を行う者
平成23年5月18日

(5) 変更する理由

大規模小売店舗において小売業を行う者
小売業を行う者の入替のため

2 届出年月日

平成23年5月9日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

秋田県総務部広報広聴課県政情報資料室
美郷町商工観光交流課

(2) 縦覧期間

平成23年5月20日から同年9月20日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第229号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ジョイス 代表取締役 小苺米 秀樹
岩手県盛岡市東安庭二丁目1番30号
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター美郷店
仙北郡美郷町南町字南高野6番外
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗の他施設の運営方法に関する事項
荷捌き施設において荷捌きを行う事ができる時間帯
- ア 変更前
午前7時から午後5時
- イ 変更後
午前4時から午後8時
- (4) 変更の年月日
平成23年5月18日

- (5) 変更する理由
小売業を行う者の入替のため
- 2 届出年月日
平成23年5月9日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田県総務部広報広聴課県政情報資料室
美郷町商工観光交流課
 - (2) 縦覧期間
平成23年5月20日から同年9月20日まで
- 4 意見書の提出先
秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田県告示第230号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量「電子国土基本図（地図情報）」修正測量
- 2 作業を行う地域
秋田県全域
- 3 作業を行う期間
平成23年5月9日から平成24年3月31日まで

秋田県告示第231号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 作業の種類
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）
- 2 作業を行う地域
秋田市、横手市、湯沢市、大仙市、仙北郡美郷町
- 3 作業を行う期間
平成23年5月30日から同年11月30日まで

秋田県告示第232号

平成22年秋田県告示第389号の基本測量について、平成23年3月22日終了した旨国土交通省国土地理院長から通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県告示第233号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 処分をした年月日

平成23年4月15日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

古河林業土木株式会社

北秋田市阿仁銀山字下新町119番地6

代表取締役 成 田 次 男

秋田県知事許可（般-19、特-19）第5522号

- (3) 処分の内容

建築工事業、石工事業、管工事業及び塗装工事業に係る一般建設業許可並びに土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年4月15日付で土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 2(1) 処分をした年月日

平成23年4月21日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

吉田工務店

北秋田市阿仁水無字畑町西裏20番地9

吉 田 竹 雄

秋田県知事許可（般-18）第7380号

- (3) 処分の内容

建築工事業及び塗装工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年4月21日付で建築工事業及び塗装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 3(1) 処分をした年月日

平成23年4月21日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

佐々木電気通信

大館市曲田字曲田87番地

佐々木 孝

秋田県知事許可（般-22）第8031号

- (3) 処分の内容

電気通信工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年4月21日付で電気通信工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

- 4(1) 処分をした年月日

平成23年4月27日

- (2) 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社石田建設

大館市字鉄砲場76番地15

代表取締役 石 田 正 美

秋田県知事許可（般-22）第3497号

- (3) 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る一般建設業許可の取り消し

- (4) 処分の原因となった事実

平成23年4月27日付で土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第234号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第

29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年5月11日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社大高工務店
山本郡八峰町峰浜目名瀧字目名瀧8番地
代表取締役 大 高 文 和
秋田県知事許可（般-19）第11926号
- 3 処分の内容
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成23年5月11日付で土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び管工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

秋田県告示第235号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 河川の名称 一級河川 芋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 昭和52年3月31日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
由利本荘市大浦字家後248番地	土 地	778㎡
由利本荘市大浦字家後249番地	土 地	16㎡
由利本荘市大浦字家後250番地	土 地	834㎡
由利本荘市大浦字家後251番地	土 地	66㎡

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び由利地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

- 4 その他
河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から3月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

秋田県告示第236号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成23年5月10日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社創建工業
大仙市太田町太田字新田熊野堂関下237番地1
代表取締役 高 橋 秀 雄
秋田県知事許可（般-20）第60108号
- 3 処分の内容

土木工事業及びとび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成23年5月10日付けで土木工事業及びとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
パーソナルコンピュータ 4,300式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
企画振興部情報企画課 秋田市山王三丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日
平成23年5月12日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社アイシーエス秋田支店
秋田市山王二丁目1番54号
- 5 落札金額
月額 7,470,750円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成23年4月1日

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所 在 地	地目等	面 積 (㎡)	予定価格 (円)
1	能代市中和二丁目77番	宅地	160.87	3,390,000
2	能代市花園町21番	宅地	138.55	2,903,000
3	能代市中和一丁目18番44	宅地	240.70	5,445,000
4	由利本荘市石脇字田尻野7番26	宅地	977.23	13,999,000
5	由利本荘市石脇字田尻野7番343	雑種地	3,276.48	39,973,000
6	横手市増田町増田字石神89番1	宅地	1,178.86	10,600,000
7	北秋田市鷹巣字平崎上岱13番113	宅地	404.60	2,670,000
		居宅	79.85	0
		居宅	48.79	0

2 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
----	-----	-----

1～3	山本地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0185-52-6203) 〒016-0815 能代市御指南町1番10号	平成23年5月20日(金)から同年6月9日(木)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
4～5	由利地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0184-22-5431) 〒015-8515 由利本荘市水林366番地	平成23年5月20日(金)から同年6月10日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
6	平鹿地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0182-32-1294) 〒013-8502 横手市旭川一丁目3番41号	平成23年5月20日(金)から同年6月13日(月)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
7	北秋田地域振興局総務企画部 総務経理課総務班 (電話0186-62-1251) 〒018-3393 北秋田市鷹巣字東中岱76番地の1	平成23年5月20日(金)から同年6月14日(火)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

3 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
1	山本地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月10日(金) 午前9時45分
2	山本地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月10日(金) 午前10時30分
3	山本地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月10日(金) 午前11時15分
4	由利地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月13日(月) 午前10時
5	由利地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月13日(月) 午前11時
6	平鹿地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月14日(火) 午前11時
7	北秋田地域振興局庁舎第1会議室	平成23年6月15日(水) 午前11時

4 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を2に掲げる期間内に2に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者を除く。)

5 入札参加申込みに必要な書類等

(1) 個人の場合

住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(2) 法人の場合

法人の登記事項証明書

6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の100分の5以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

7 入札の無効

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第166条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

8 予定価格

秋田県財務規則附則第7項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

9 その他

詳細に関しては、出納局財産活用課(電話018-860-2735)に照会のこと。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、昭和土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

潟上市昭和豊川上虻川字新所119番地1

〃 〃 字仁山59番地

南 都 武 男

佐々木 慶 春

潟上市昭和豊川岡井戸字前田13番地	遠 藤 勇 一
〃 昭和大久保字汲田10番地	鎌 田 良 雄
〃 〃 字町後130番地 1	畠 山 末 蔵
〃 〃 字町後77番地の内 1 番	進 藤 金 悦
〃 〃 字北野蓮沼前山46番地12	菅 原 倉 美
〃 〃 字後谷地10番地 3	菅 原 金 治
秋田市金足大清水字大清水台65番地	渡 辺 一 作
2 就任理事の住所及び氏名	
潟上市昭和豊川上虻川字新所119番地 1	南 都 武 男
〃 昭和豊川船橋字深持44番地	佐々木 利 光
〃 昭和豊川龍毛字塩辛田26番地	川 上 孝
〃 昭和大久保字町後77番地の内 1 番	進 藤 金 悦
〃 〃 字北野蓮沼前山46番地12	菅 原 倉 美
〃 〃 字後谷地10番地 3	菅 原 金 治
〃 〃 字北野大崎道添135番地	菅 原 幸 夫
秋田市金足大清水字大清水台65番地	渡 辺 一 作
3 退任監事の住所及び氏名	
潟上市昭和豊川山田字家の上15番地 1	金 子 直 憲
〃 昭和大久保字町後82番地 5	畠 山 隆 志
4 就任監事の住所及び氏名	
潟上市昭和豊川山田字家の上15番地 1	金 子 直 憲
〃 昭和大久保字町後82番地 5	畠 山 隆 志
〃 〃 字北野白洲野37番地	菅 原 厚 悦

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から平成23年4月25日付け五土改発第15号で申請のあった定款変更について、平成23年5月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から平成23年4月25日付け五土改発第16号で申請のあった定款変更について、平成23年5月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南秋田郡五城目土地改良区から平成23年4月25日付け五土改発第17号で申請のあった定款変更について、平成23年5月11日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

次の県営土地改良事業につき、その工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 県営土地改良事業（山城水系3地区水田農業経営確立排水対策特別事業）
完了年月日 平成18年3月22日
- 2 県営土地改良事業（六郷西部地区経営体育成基盤整備事業）
完了年月日 平成22年12月16日
- 3 県営土地改良事業（大浦沼地区経営体育成基盤整備事業）
完了年月日 平成22年12月22日
- 4 県営土地改良事業（小種地区経営体育成基盤整備事業）

完了年月日 平成23年4月20日

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成23年5月20日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品

物 品 名	購入予定数量
I C 免許証カード（優良用）	372箱
I C 免許証カード（一般用）	298箱
I C 免許証カード（新規用）	60箱
運転経歴証明用カード	7箱
インクリボン（Y）	73箱
インクリボン（M）	73箱
インクリボン（C）	73箱
インクリボン（黒）	73箱
UV C リボン（保護膜）	73箱
オーバーコートリボン	219箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成23年4月11日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

仙台市青葉区本町二丁目1番29号

株式会社東芝東北支社

5 随意契約に係る契約金額

物 品 名	契 約 金 額
I C 免許証カード（優良用）	140,227.5円
I C 免許証カード（一般用）	140,227.5円
I C 免許証カード（新規用）	140,227.5円
運転経歴証明用カード	96,600円
インクリボン（Y）	25,935円
インクリボン（M）	25,935円
インクリボン（C）	25,935円
インクリボン（黒）	14,175円
UV C リボン（保護膜）	30,660円
オーバーコートリボン	13,335円

6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため。

正 誤

平成23年4月15日（第2274号）掲載の秋田県告示第184号（特定計量器定期検査の実施）

（原稿誤り）

2 ページ表中「藤里町」の検査場所について、

藤里町役場車庫

は

藤里町除雪センター

の誤り。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 繁雄	秋田市山王七丁目5番29号